

小郡三井医師会互助会表彰規程

小郡三井医師会員、その従業員または医師会職員であって、次の各項に該当するものがあるときは、役員の推薦または会員の申請により、役員会の審議を経てこれを表彰するものとする。

- (1) 本会々員であって、30年以上業務に従事したもの。
- (2) 本会々員であって、医師会役員として功労のあったもの。
- (3) 本会々員であって、有益な学術研究を完成し発表したもの。
- (4) 本会々員であって、医育、医政及び厚生事業等に功労のあったもの。
- (5) 本会々員であって、著明な善行のあったもの。
- (6) 本会々員事業所の従業員及び医師会職員であって、下記の年限に該当するもの。

- 1) 3年
- 2) 6年
- 3) 10年
- 4) 15年
- 5) 20年
- 6) 25年
- 7) 30年
- 8) 35年